

令和4年度 可児市一般会計等財政健全化審査意見書

1 審査の概要

この財政健全化審査は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条の規定に基づいて市長から提出された健全化判断比率が、関係法令に基づいて適正に算定されているか、また、その算定の基礎となる事項を記載した書類が、関係法令に基づいて適正に作成されているかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

比率名	健全化判断比率	早期健全化基準
①実質赤字比率	—	12.45%
②連結実質赤字比率	—	17.45%
③実質公債費比率	0.0%	25.0%
④将来負担比率	—	350.0%

備考 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」を記載している。

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

特に指摘すべき事項はない。

② 連結実質赤字比率について

特に指摘すべき事項はない。

③ 実質公債費比率について

比率は0.0%となっており、早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回り良い状態である。

④ 将来負担比率について

特に指摘すべき事項はない。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

※早期健全化基準

健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合には、財政の状況が悪化した要因の分析を踏まえ、必要最小限度の期間内に、実質赤字比率は実質赤字を解消すること、ほかの3つの健全化判断比率は早期健全化未満とすることを目標として財政健全化計画を定めなければならない。

令和4年度 可児市特別会計経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定に基づいて市長から提出された資金不足比率が、関係法令に基づいて適正に算定されているか、また、その算定の基礎となる事項を記載した書類が、関係法令に基づいて適正に作成されているかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
農業集落排水事業特別会計	—	20.0%
可児御嵩インターチェンジ工業団地開発事業特別会計	—	20.0%

備考 資金不足額がない場合は、「—」を記載している。

(2) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

※経営健全化基準

資金不足比率が経営健全化基準以上である場合には、当該公営企業の経営の状況が悪化した要因の分析を踏まえ、必要最小限度の期間内に、資金不足比率を経営健全化基準未満とすることを目標として経営健全化計画を定めなければならない。